

## 令和5年度山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 市長は、経年劣化により近隣に迷惑を及ぼすおそれのある空き家の除却による生活環境の向上とともに、移住定住が見込める優良宅地の創出を図るため、地域の防災、防犯等の観点から周囲に対して一定の危険性があり、使用されずに適正に管理されていない空き家で、市街化区域内の新たに住宅を建築することができる敷地に所在するものを除却する工事を実施する当該空き家の所有者等に対し、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

### (定義)

第2条 この要綱において「空き家」とは、居住を目的として建築され、又は使用され、現に人が居住していない建築物（これに附属する物置及び作業場を含み、長屋及び共同住宅を除く。）をいう。

### (補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次条の補助対象者が、次の各号のいずれにも該当する空き家（補助対象者が補助金の交付を受けようとする目的で故意に破損させたものを除く。以下「補助対象空き家」という。）を除却する工事（補助対象空き家及びその附属する門扉等の工作物の全てを除却する工事をいう。）であつて、第5条に規定する事業者と当該除去に係る契約を締結する工事とする。

- (1) 山形市の市街化区域内に存するもの
- (2) 原則として、昭和56年5月31日以前に建築されたもの
- (3) 建築物の再建築が法令の規定により可能な敷地上に存するもの
- (4) 当該建築物の過半が住宅として使用されていたもの
- (5) 周囲に悪影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるもの
- (6) 住宅の不良度の測定基準（別表）による評点の合計が50点以上100点未満であるものの
- (7) 建築物が複数人の共有である場合は、その共有者全員から当該建築物の除却についての同意を得られているもの
- (8) 所有権以外の権利が設定されていない建築物であるもの。ただし、所有権以外の権利が設定されている場合で、当該権利の権利者から除却についての同意を得られているときは、

この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事は、補助対象工事としない。

(1) 第10条の規定による補助金の交付の決定前に着手した工事

(2) 他の制度等に基づく補助金の交付を受けようとする工事

3 前2項の規定にかかわらず、市長が特に認めるものについては、補助対象工事とすることができる。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、山形市の市税の滞納がない者（個人に限る。）で、次の各号のいずれかに該当し、その同一世帯（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の規定により編成される住民基本台帳における世帯をいう。以下同じ。）に属する者に係る前年の所得金額において655万円を超える者がいないものとする。

(1) 補助対象空き家の登記事項証明書に所有者として登録されている者（未登記の場合は、固定資産税課税台帳の納税義務者）

(2) 前号に規定する者の相続人

(3) その他市長が特に認める者

(補助対象工事に係る事業者)

第5条 補助対象工事に係る事業者は、建設業法（昭和24年法律第100号）別表の下欄に掲げる土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業に係る同法第3条第1項の許可を受けた事業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項に規定する解体工事業の登録を受けた事業者とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象工事に要する費用のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 建築物の解体に要する工事費

(2) 建築物の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費

(3) 周囲への安全を確保する上で、建築物の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費

(4) 前3号に掲げるもののほか、建築物の解体に要する諸経費（家財道具、車両、機械、立木等の処分費を除く。）

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、次の各号のいずれか少ない額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)に2分の1を乗じて得た額とし、50万円を上限とする。ただし、千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

(1) 補助対象経費

(2) 建築物1平方メートル当たりの除却工事費(木造建築物にあつては31,000円、非木造建築物にあつては44,000円を限度額とする。)に建築物の延床面積を乗じて得た額

2 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回とする。

(事前調査)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象者(以下「交付申請者」という。)は、補助金の交付の申請をする前に、山形市市街化区域空き家除却補助事業事前調査申込書(別記様式第1号)に、登記事項証明書(未登記の場合は、固定資産家屋証明書又は固定資産税・都市計画税納税通知書に係る課税資産の内訳)の写しを添付して、当該空き家が補助対象空き家に該当するか否かの調査を市長に申し込まなければならない。

2 市長は、前項の規定による申込みがあつたときは調査を行い、その調査の結果を山形市市街化区域空き家除却補助事業事前調査結果通知書(別記様式第2号)により交付申請者に通知するものとする。

3 第1項の規定による申込みの期間は、市長が別に定める日から令和5年10月31日までとする。

4 交付申請者は、当該空き家が補助対象空き家に該当したときは、第2項の規定による通知の送付があつた日から起算して30日以内に次条の規定による補助金の交付申請を行わなければならない。

5 交付申請者は、災害、疾病等の正当な理由がなく前項の規定による期間を経過したときは、次条の規定による補助金の交付申請を行うことができない。

(補助金の交付申請)

第9条 交付申請者は、補助対象工事に着手する前に、規則第5条の規定にかかわらず、山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金交付申請書(兼)同意書(別記様式第3号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。ただし、第10号に掲げる書類については、山形市に市民税課税台帳が作成されている者の同意を得て、所得金額を確認でき

る場合は、この限りでない。

- (1) 誓約書（別記様式第4号）
- (2) 第4条第2号に該当する場合は、所有者の戸籍謄本又は除籍謄本
- (3) 第4条第3号に該当する場合は、委任状（別記様式第5号）
- (4) 工事計画書（別記様式第6号）
- (5) 建築物の延床面積が確認できる床面積求積図等の書類
- (6) 現況写真（建築物が老朽化し、危険な状況であると分かるもの）
- (7) 工事見積書（内訳明細の付いたもの）
- (8) 補助対象工事を行う事業者に係る建設業法に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事業の登録に係る通知書の写し
- (9) 相続人の代表者が申請する場合は、他の相続人全員の同意書
- (10) 交付申請者が属する世帯全員に係る前年の所得金額が分かる書類の写し
- (11) その他市長が必要と認める書類  
（交付の決定）

第10条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金交付決定（却下）通知書（別記様式第7号）により当該申請をした交付申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第11条 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、規則第7条第2項の規定により次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助対象工事に係る法令等を遵守すること。
- (2) 補助金の交付の決定の日の翌日から起算して90日を経過する日又は令和6年1月31日のいずれか早い日までに補助対象工事を完了すること。
- (3) 補助対象工事が完了した後の敷地について、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めること。
- (4) その他市長が必要と認める事項  
（工事の変更又は中止若しくは廃止）

第12条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、規則第7条第1項第1号の規定により補助対象工事の内容を変更しようとするとき、又は同項第2号の規

定により補助対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ山形市市街化区域空き家除却補助事業変更（中止・廃止）申請書（別記様式第8号）に変更又は中止若しくは廃止の内容を示す書類を添付して、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付決定者に対し山形市市街化区域空き家除却補助事業変更（中止・廃止）承認（却下）通知書（別記様式第9号）により通知するものとする。

3 規則第7条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、補助金の額が増加しない変更とする。  
（実績報告）

第13条 交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに、規則第13条の規定にかかわらず、山形市市街化区域空き家除却補助事業実績報告書（別記様式第10号）に次に掲げる書類を添付して、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象工事に係る工事請負契約書又は請書の写し
- (2) 補助対象工事の工事写真（工事中及び工事完了後）
- (3) 補助対象工事に係る領収書の写し（内訳明細の付いたもの）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の内容が適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金交付額確定通知書（別記様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第15条 交付決定者は、前条に規定する補助金の額の確定を受けたときは、補助金の交付に係る請求書を市長に提出しなければならない。

（書類の整備）

第16条 交付決定者は、補助対象工事に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、補助金の交付を受けた日が属する年度の翌年度から起算して5年間これを保管しなければならない。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月17日から施行する。

(準備行為)

- 2 この要綱の施行に必要な行為その他の行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

## 別表（第3条関係）

## 住宅の不良度の測定基準

評価区分	評価項目	評価内容	評価点	最高評価点				
1	構造一般の程度	(1) 基礎	ア 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	45			
			イ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20				
		(2) 外壁	外壁の構造が粗悪なもの	25				
2	構造の腐朽又は破損の程度	(1) 基礎、土台、柱又ははり	ア 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	25	100			
			イ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数箇所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50				
			ウ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100				
		(2) 外壁又は界壁	ア 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15				
			イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25				
		(3) 屋根	ア 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15				
			イ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒の垂れ下がったもの	25				
			ウ 屋根が著しく変形したもの	50				
		3	防火上又は避難上の構造の程度	(1) 外壁		ア 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	30
						イ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの	20	
(2) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			10				
4	排水設備	雨水	雨樋がないもの	10	10			

住宅地区改良法施行規則（昭和35年建設省令第10号）別表第1より

別記

様式第1号（第8条関係）

山形市市街化区域空き家除却補助事業事前調査申込書

年 月 日

（宛先）山形市長

申込者 住所  
氏名  
連絡先

私は、山形市市街化区域空き家除却補助事業により、次の建築物について、令和5年度山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により調査を申し込みます。なお、物件について、立入り等の調査を行うことを承諾します。

1 建築物所在地（地番）	山形市
2 建築物住所	山形市
3 添付書類	登記事項証明書（未登記の場合は、固定資産家屋証明書又は固定資産税・都市計画税納税通知書に係る課税資産の内訳）の写し

第 号  
年 月 日

様

山形市長

印

山形市市街化区域空き家除却補助事業事前調査結果通知書

年 月 日付けで申込みがあったみだしの事業の調査について、補助対象空き家に（該当する・該当しない）と判定されましたので、令和5年度山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金交付要綱第8条第2項の規定により、次のとおり結果を通知します。

1 建築物所在地（地番）	山形市
2 建築物住所	山形市
3 該当する場合の補助金の申請手続	この通知の送付があった日から起算して30日以内に補助金の交付申請を行ってください。正当な理由がなくこの期間を経過したときは、補助金の交付申請ができない場合があります。
4 該当しない場合はその理由	

山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金交付申請書（兼）同意書

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住所

氏名

電話番号

山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金の交付を受けたいので、令和5年度山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。なお、申請に当たり、申請者の山形市の市税に係る滞納状況について、山形市が調査及び確認することに同意します。

1 建築物所在地（地番）	山形市
2 建築物住所	山形市
3 建築物所有者	氏名 住所
4 申請者区分	<input type="checkbox"/> (1) 補助対象空き家の所有者 <input type="checkbox"/> (2) (1)に掲げる者の相続人 <input type="checkbox"/> (3) その他市長が特に認める者
5 補助金交付申請額	円
6 添付書類	(1) 誓約書（別記様式第4号） (2) 所有者の戸籍謄本又は除籍謄本（4申請者区分(2)に該当する場合） (3) 委任状（4申請者区分(3)に該当する場合）（別記様式第5号） (4) 工事計画書（別記様式第6号） (5) 建築物の延床面積が確認できる床面積求積図等の書類 (6) 現況写真（建築物が老朽化し、危険な状況であると分かるもの） (7) 工事見積書（内訳明細の付いたもの） (8) 補助対象工事を行う事業者に係る建設業法に基づく土木工事業、建築工事業若しくは解体工事業の許可証の写し又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく解体工事業の登録に係る通知書の写し (9) 相続人の代表者が申請する場合は、他の相続人全員の同意書 (10) 申請者が属するその同一世帯全員の前年の所得金額が分かる書類の写し (11) その他の書類 ( )

誓 約 書

年 月 日

（宛先）山形市長

住 所

氏 名

（自 署）

私は、山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金の交付を申請するに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 補助対象空き家に係る紛争等が生じた場合、責任をもって解決し、山形市に対して一切の損害を与えないこと。
- 2 補助対象空き家の除却工事に係る法令を遵守すること。
- 3 補助対象空き家の存した敷地を補助対象工事の完了後も所有する場合は、管理不全とならないよう自己の責任において適正に管理すること。
- 4 山形市暴力団排除条例（平成23年市条例第25号）に規定する暴力団又は暴力団員等ではないこと。また、それらと関係を有する者でもないこと。

様式第5号（第9条関係）

委 任 状

私は、下記の者を代理人と定め、山形市市街化区域空き家除却補助事業による補助金交付の  
手続に関する一切の権限を委任します。

記

建築物の所在地 山形市 \_\_\_\_\_

代理人の住所 \_\_\_\_\_

代理人の氏名 \_\_\_\_\_

代理人の連絡先 電話番号 \_\_\_\_\_

年 月 日

委任者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ (印)



④ 補助金額

$\boxed{\text{③}} \times 1 / 2 = \text{補助金額}$

\_\_\_\_\_ 円  $\times 1 / 2 =$  \_\_\_\_\_ 円

(千円未満切捨て)

(限度額 500,000 円)

備考

- 1 補助対象経費とは、次の各号のいずれかに該当する経費とする。
  - (1) 建築物の解体に要する工事費
  - (2) 建築物の解体により生じた廃材等の収集運搬費及び処分費
  - (3) 周囲への安全を確保する上で、建築物の解体及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等に要する経費
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、建築物の解体に要する諸経費
- 2 家財道具、車両、機械、立木等の処分費用は、補助対象経費としない。

第 号  
年 月 日

様

山形市長

印

山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金については、下記のとおり決定しましたので、令和5年度山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

記

1 決定内容

交付 ・ 却下

2 交付決定額（交付の場合）

円

3 建築物所在地（地番）

山形市

4 建築物住所

山形市

5 条件等

- (1) 山形市補助金等の適正化に関する規則を遵守してください。
- (2) 補助金の交付の決定の日の翌日から起算して90日を経過する日又は令和6年1月31日のいずれか早い日までに補助対象工事を完了してください。
- (3) 補助対象工事の完了後は、完了の日から起算して30日を経過する日又は令和6年2月29日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。
- (4) 補助対象工事が完了した後の敷地は、周辺に悪影響を及ぼさないよう適正な維持管理に努めてください。
- (5) 山形市監査委員の監査を受けることがありますので、関係書類を補助対象工事の完了日が属する年度の翌年度から起算して5年間は、整理・保存してください。

5 却下の場合はその理由

山形市市街化区域空き家除却補助事業変更（中止・廃止）申請書

年 月 日

（宛先）山形市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた山形市市街化区域空き家除却補助事業について、次のとおり変更（中止・廃止）したいので、令和5年度山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

1 建築物所在地（地番）	山形市
2 建築物住所	山形市
3 変更（中止・廃止）の内容	
4 変更（中止・廃止）の理由	
5 添付書類	(1) 変更内容の分かる書類 (2) 補助対象工事に要する費用に係る変更見積書 (変更内容が費用に関する場合) (3) その他の書類 ( )

様式第9号（第12条関係）

第 号  
年 月 日

様

山形市長

印

山形市市街化区域空き家除却補助事業変更（中止・廃止）承認（却下）通知書

年 月 日付けで交付申請のあった山形市市街化区域空き家除却補助事業変更（中止・廃止）申請について、下記のとおり承認・却下しましたので、令和5年度山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

1 当初交付年月日・番号

年 月 日 第 号

2 当初交付決定額

円

3 変更交付決定額

円

4 建築物所在地

山形市

5 条件等（却下した場合はその理由）

山形市市街化区域空き家除却補助事業実績報告書

年 月 日

（宛先）山形市長

交付決定者 住所  
氏名  
電話番号

補助対象工事が完了しましたので、令和5年度山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金  
交付要綱第13条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

1 交付決定日・番号	年 月 日 第 号
2 建築物所在地（地番）	山形市
3 建築物住所	山形市
4 補助金交付決定額	円
5 補助対象工事完了年月日	年 月 日
6 添付書類	(1) 補助対象工事に係る工事請負契約書又は請書の写し (2) 補助対象工事の工事写真（工事中及び工事完了後） (3) 補助対象工事に係る領収書の写し （内訳明細の付いたもの） (4) その他の書類 （ ）

様式第11号（第14条関係）

第 号  
年 月 日

様

山形市長

印

山形市市街化区域空き家除却補助事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで提出がありましたみだしの補助金に係る実績報告書を審査した結果、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していると認められますので、山形市補助金等の適正化に関する規則（昭和52年市規則第10号）第14条の規定により下記のとおり補助金の額を確定しましたので通知します。

補助金の交付請求は、所定の請求書によって行ってください。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付確定額 円
- 3 備考